

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和2年3月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第15号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
31-473~477	原 健児 ほか3者	○遠距離割引の変更 ・大型車及び普通車に係る遠距離割引について、「5,000円を超える部分につき3割引」から「9,000円を超える部分につき1割引」に変更するもの。	福岡交通圏	個人事業者4者
31-478	八木 康幸	○遠距離割引の廃止 ・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「5,000円を超える部分につき3割引」 ・普通車：「5,000円を超える部分につき3割引」	福岡交通圏	
31-479~493	二村 謙二 ほか14者	○公共的割引（運転免許証返納割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示したのについて適用する。	北九州交通圏	個人事業者15者
31-494~506	青木 孝治 ほか12者	○イベント定額運賃の変更 ソフトバンクホークスの春季・秋季キャンプ期間中に設定した以下の定額運賃額を変更する。 ・シェラトン・グランデ～生目の社（アイビススタジアム） 中型車 4,100円 小型車 3,300円 ・ラグゼ・ーツ葉～生目の社（アイビススタジアム） 中型車 3,400円 小型車 2,800円	宮崎交通圏	個人事業者13者